

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	大阪市 地方税事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、地方税事務で特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

地方税事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規程の確認を行うとともに、委託事業者に機密保護等の誓約書を提出させている。

評価実施機関名

大阪市長

公表日

平成29年12月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税事務
②事務の概要	<p>【業務全体概要】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)別表第一の16項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収または地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、地方税の課税標準の更正もしくは決定、税額の更正もしくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務と定められている。特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>【個人住民税】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①当初課税準備として給与支払報告書総括表、住民税申告書を作成し、送付する。 ②課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書等)を受付をし、管理する。 ③賦課決定等を行った内容について、納税義務者に対して通知書を送付する。 ④扶養是正調査、未申告調査等の調査を行う。 <p>【固定資産税・都市計画税】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①償却資産申告書等を送付する。 ②登記所からの通知、実地調査、納税義務者からの申告などに基づいて、土地・家屋・償却資産課税台帳を整備する。 ③固定資産の価格を決定し、縦覧帳簿や名寄帳を作成する。 ④価格の決定、修正及び賦課決定した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ⑤現況確認調査、未申告調査、納税通知書送達先の調査等を行う。 ⑥各種申請の受付事務等を行う。 ⑦住宅用家屋証明書の交付申請に基づき交付する。 <p>【軽自動車税】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①軽自動車等を所有した又は所有しなくなった場合に軽自動車税申告書を受付し、管理する。 ②賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ③市外転出者や死亡者について調査を行う。 <p>【事業所税】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事業所税申告書を作成し、送付する。 ②事業所税申告書を受付し、管理する。 ③賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ④現況確認調査、未申告調査等を行う。 ⑤各種申請書等の受付事務を行う。 <p>【市たばこ税】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市たばこ税申告書を作成、送付する。 ②市たばこ税申告書を受付し、管理する。 ③賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ④未申告調査等を行う。 ⑤各種申請書等の受付事務を行う。 <p>【収納管理】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市税等の収入の管理を行い、過誤納金が発生した場合は、還付充当を行う。 ②督促状を作成し送付する。 ③口座振替依頼書を受付し、口座振替を行う。 <p>【滞納整理業務】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①納税相談、市税の徴収に関すること ②滞納処分に関すること <p>【税証明・閲覧業務】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①税に関する証明書の交付申請に基づき、課税(所得)証明、納税証明、評価(公課)証明・継続検査用納税証明等を発行する。 ②税に関する台帳の閲覧申請に基づき、固定資産課税台帳を閲覧に供する。
③システムの名称	税務事務システム、統合基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1) 番号法第9条第1項 別表第一 第16の項 (2) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一の主務省令」という。)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 (1) 番号法第19条第7号 別表第二の27の項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二の主務省令」という。)第20条 【情報提供】 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 (2) 番号法別表第二の主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政局税務部管理課
②所属長	燈田 豊
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市財政局税務部管理課

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年5月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年5月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	税務事務システム	税務事務システム、統合基盤システム、中間サーバー	事後	全項目評価書内容との整合化
平成28年8月31日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第16の項 ・番号法第9条第2項(平成28年1月を予定)	・番号法第9条第1項 別表第一 第16の項 ・番号法第9条第2項	事後	実施済みのため
平成28年8月31日	4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第9号(本市条例及び特定個人情報保護委員会規則による)	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第10号(本市条例及び個人情報保護委員会規則による)	事後	法律改正(平成28年3月31日法律第15号及び機関名称変更のため)
平成28年8月31日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	澤田 宜範	燈田 豊	事後	人事異動のため
平成28年8月31日	1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成28年5月1日 時点	事後	見直しのため
平成29年12月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第16の項 ・番号法第9条第2項	(1)番号法第9条第1項 別表第一 第16の項 (2)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一の主務省令」という。)第16条	事後	記載方法の見直しのため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月11日	I 関連情報 情報提供ネットワークによる 情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第10号(本市条例及び個人情報保護委員会規則による)	【情報照会】 (1)番号法第19条第7号 別表第二の27の項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二の主務省令」という。)第20条 【情報提供】 (1)番号法第19条第7号 別表第二 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 (2)番号法別表第二の主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3	事後	記載方法の見直しのため
平成29年12月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年5月1日 時点	平成29年5月1日 時点	事後	記載方法の見直しのため